

野に入れ次のような取り組みを行った。

- ・臨床研修指定病院として国の臨床研修医制度に参加し、平成16年度より公募により臨床研修医を採用した。
- ・臨床研修終了後の医師について希望する診療科で研修させ、優秀な人材を育成する「専攻医制度」を平成17年度から設けることとし、その人材を平成16年度に広く一般から公募した。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監査の意見

○成人病センターについて

成人病センターは、生活習慣病対策の拠点施設として、主に、がん、心臓疾患、脳血管疾患の3大疾患などに対する高度専門医療機関という位置づけであるが、患者の紹介率は低く、第三次医療機関としての機能と役割の分担が明確でない。今後、地域医療機関との役割分担を明確にし、患者紹介率などについて具体的な目標を設定して、地域医療機関との連携を図りたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部県立病院課)

地域医療機関との連携については、平成16年度に地域医療室を設置し、受入患者にかかる情報交換や連絡調整、患者受入体制の整備を行い、紹介率、逆紹介率の向上の取り組みを行った。その結果、平成15年度の患者紹介率は、28.9%であったが、平成16年度は37.5% (平成17年2月までの実績) となった。

今後も地域医療機関との連携を図りながら、具体的な目標を設定し、患者紹介率および逆紹介率の向上に努め、機能と役割を明確にしていきたい。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監査の意見

○財団法人滋賀県健康づくり財団への委託について

先天性代謝異常検査業務等を財団法人滋賀県健康づくり財団へ1者随意契約しているが、当該団体へは、県の職員が派遣され、検査機器の貸付も行われている。契約の透明性、公平性、経済性の観点から、そのあり方を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部健康推進課)

先天性代謝異常検査等事業については、新生児を対象に血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、その後の治療と相まって乳幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とし、国において都道府県を実施主体として昭和52年度から実施することとされたものである。本県の場合、専門委員会において協議の結果、県立衛生環境センターの管理のもとに財団法人滋賀県健康づくり財団の前身である滋賀県保健衛生協会へ委託して実施することが適当とされたものである。なお、本検査を実施するために必要な施設、設備、消耗品については県が整備するとともに、検査技師の雇用にかかる経費についても将来の身分保障も含めて県が責任を持って行うこととした経緯がある。

また、検査機関には、医療機関等への検査用紙の配布、医療機関等から送付された検体の検査、検査結果の医療機関等への通知、異常または疑いの認められた場合の再検査、専門医療機関への紹介、保健所への連絡等の事後指導などが求められる。このように市町や保健所、医療機関等との連携が密にとれることや、迅速な対応が重要であるが、県内の検査機関においてこれらの要件を満たす団体としては、滋賀県健康づくり財団以外に存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としていくところである。

しかしながら、時代の変化に伴い、ご指摘のような契約の透明性、公平性、経済性の観点から、今後、競争性の原理の導入を含めた検討を行ってまいりたい。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	
○少子化対策について 少子化対策については、子育てと仕事の両立支援の観点から、保育に関する施策が行われ、また社会全体で子育てを支援していく取り組みも行われているが、教育費を含めた経済的な負担感に対する具体的・効果的な施策が見受けられない。こうした負担感を緩和する施策についても、積極的に推進されたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(健康福祉部子ども家庭課) 平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」を策定し、この中で、子育てや教育に伴う経済的負担の軽減を具体的に掲げ、乳幼児医療費助成の支給対象年齢拡大に向けた検討や奨学金の貸付けによる経済的負担の軽減、児童手当制度の充実を国に対して積極的に政策提案を行っていくことなどを明記した。	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	
○食育の重要性について 食育の推進について、最近の食品に関する様々な問題も踏まえ、消費者一人ひとりが、食品や食料生産、食文化等についての情報をもとに、主体的かつ適切に食品を選び、健全な食生活を行っていくことが重要であることから、食育についての取り組みを積極的に推進されたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(農政水産部環境こだわり農業課) 食育の推進については、県民文化生活部を中心に教育委員会や農政水産部が部局横断的に連携して推進することとしている。 農政水産部としては、食と農と環境を考える県民会議の運営企画を通して、消費者を対象にした県産農産物の産地や市場等流通現場の見学会、伝統食の料理教室、大根の種まきから収穫・加工までの体験学習などを実施し、農産物を通しての食育の推進に努めた。	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	
○野洲川地区の畑地帯について 野洲川廃川敷地の畑地帯の営農対策について、計画時点からは長い年月が経過し、農家の実態や農業を取り巻く情勢が大きく変わってきている。農地の有効利用から、関係機関とも協議しながら、抜本的にその有効活用の方法を検討されたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(農政水産部農政課、農業経営課) 平成2年度から16年度にかけて、野洲川河川改修事業に係る用地および代替地提供者の失地回復として、137.2haの畑地帯開発整備事業が実施された。 農地の有効利用については、事業計画当初から地権者、工区営農推進委員が中心となり、JA、市町等関係機関と連携を密にし、地権者の意向調査などを踏まえて営農計画が検討された。畑地営農にあっては、土づくり、労働力の確保、販路の開発、技術の習得など多くの課題もあるがJAや守山市、野洲市と連携を取りながら安定的な営農確立に向けて支援していきたい。	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	
○濁水対策について 農業濁水対策について、ソフト・ハード両面からの取り組みが行われているが、依然として農業濁水は発生しており、十分な成果が得られている状況ではない。今後、より効果的な対策の研究も行き、更なる取り組みを推進されたい。	

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部環境こだわり農業課)

濁水防止には、日頃の営農活動の中で濁水防止に効果が認められる取り組みを積み重ねていただく必要があることから、これまでの啓発や濁水防止技術の普及に努めてきたところであるが、抜本的な防止策がないことから、目に見えた効果が上がっていないのが実態である。しかしながら、透視度の長期的傾向からは徐々にではあるが改善傾向も認められ、引き続き農業者への働きかけを継続していく必要がある。

県内の一部地域においては、集落を単位として農業者とともに関係者が水田を巡回し、農業者の主体的・自主的な取り組みを促すことを通じて成果を上げつつあることから、この取り組みを県下全域で進めることとした。

また、水の循環利用のための施設整備を営農対策と併せて推進する事業を県内 4 河川流域において実施することとしたほか、循環かんがい施設の高度な活用に対し支援することとした。さらに、濁水を軽減する営農技術の開発や学識経験者等による研究会を開催するなど、課題解決に向けて一層の取り組みを行ったところである。

監査結果報告年月日 平成16年12月2日

監 査 の 意 見

○環境こだわり農産物について

環境こだわり農業については、平成15年3月に環境こだわり農業推進条例を制定し、各種事業の実施により推進されているところである。環境こだわり農産物の認知度も高まってきたが、常に環境こだわり農産物が購入できる販売店の確立など消費者の購入意欲を満たす十分な状況には至っていない。今後は、消費者の購入意欲に応える状況の整備や学校給食での利用促進に努めるなど、環境こだわり農業の推進方策について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部環境こだわり農業課)

県民の方々の環境こだわり農産物の購入意欲に応えるため、環境こだわり農産物コーナー化事業を実施し、市場や量販店および直売所の協力を得て、合計21店舗で環境こだわり農産物を専ら販売するコーナー設置を行った。

また、教育機関との連携により、びわ湖フローティングスクールにおいて、平成16年10月から環境こだわり米の利用が始まったほか、8町(※)の学校給食において環境こだわり米が利用されるようになった。

17年度以降についても、環境こだわり農産物が県民の方々のより身近なものとなるようびわ湖大橋米プラザを活用した販売、情報発信拠点の整備等に積極的に取り組むこととしている。

(※) 市町村合併前の県内50市町村に対する調査結果に基づく

監査結果報告年月日 平成16年12月2日

監 査 の 意 見

○なたね栽培推進事業について

なたねの栽培については、新エネルギーの創出など、エコ・プロジェクトとしての位置付けに加え、麦・大豆に次ぐ、地域の特色を生かした転作作物としてその育成に取り組まれているが、補助制度によって成り立つ仕組みとなっている。奨励的な補助制度に依存しない自立した経営が早期に可能となるよう、今後の施策の推進方策について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部農業経営課)

なたね栽培推進事業では、栽培技術の普及と品種選定を主目的に、現地実証展示ほ設置等の実験事業を実施し、次ぎに栽培面積の拡大を図るために奨励金交付や施設・機械の導入補助を実施してきた。その結果、目標面積(50ha)を概ね達成したことから、生産奨励金による生産面積拡大の必要性が低下したため、県費による生産奨励の助成金交付は平成17年度産で終了することとした。

今後は、新たな米政策の中で、県域の水田農業推進協議会においてなたねを「地域特例

作物」と位置づけて助成対象とするとともに、各地域が主体的に取り組む産地づくり交付金を活用した特産物としてのなたね栽培を支援していく。

なお、なたね栽培において収益性の向上には不可欠と考えられる「なたねの優良品種（ななしきぶ）の種子安定供給事業」および「省力化・安定多収栽培技術の開発試験」は、継続実施することとした。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監 査 の 意 見

○大津市中心地区の渋滞解消について

大津市中心地区の交通渋滞について、慢性的に交通が渋滞し、経済活動や周辺住民の生活に大きな影響を及ぼしている。これまで、社会実験としてパークアンドライド等の交通需要マネジメントに取り組まれてきたが本格的な実施には至っていない。渋滞対策は喫緊の課題であり、早期解決に向け取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部道路課)

大津市中心地区の交通渋滞については、平成15年度より大津港口交差点から近江大橋西詰め交差点までの交通渋滞について、有識者、地元自治会、道路利用者の代表や公募委員等の方々に組織する「大津草津線渋滞対策検討委員会」において議論をいただき、平成17年2月に開催した最終の「第6回検討委員会」では、県から提案した整備方針について意見をいただいた。

これを受けて、県としての大津市中心地区の交通渋滞に対する整備方針を平成17年3月に決定し、事業化については平成17年度から近江大橋西詰め交差点の立体化および由美浜交差点までの6車線化の設計に着手する予定である。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監 査 の 意 見

○大津港駐車場の利用率の向上について

大津港駐車場については、当該駐車場の供用後、大規模集客施設の立地に伴い専用駐車場が整備されたことや民間駐車場が整備されたことなどから、利用状況は低迷を続けている。特別サービスなど利用率の向上に向けた取り組みが行われているが成果は得られていない。駐車場の有効活用に向けて、利用率の向上策やそのあり方について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部道路課)

大津港駐車場は、浜大津地区における市街地再開発事業の一環として策定された「大津市駐車場整備基本計画（平成3年3月）」に基づいて整備し、平成9年に供用開始したものである。

駐車場整備の前提となる浜大津地区の市街地再開発事業等が大きく立ち後れていることや、周辺に民間駐車場の整備が進んだことなどから、駐車場利用台数の確保が困難な状況になったため、公社では平日1日割引回数駐車券の販売、平日1時間以内駐車に限定した無料サービスの試行や駐車場への案内看板の整備などを行い、さらに、平成16年4月からは1日最大料金制（平日800円、土休日1,000円）の試行を行っている。

こうした取り組みの結果、16年度末の見込みは駐車台数で対前年度比25.5%、収入で31.7%の増加となる見込みで、一定の成果を上げている。

今後は、試行の状況を見つつ、さらなる利用率の向上策を検討して参りたい。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監 査 の 意 見

○砂浜浸食防止について

彦根市の新海浜や守山市のなぎさ公園、マキノ町の新保浜をはじめとして、琵琶湖の湖岸浸食が発生し、自然環境や景観に影響を及ぼしており、突堤による対策などが行われているが、より効果的な方法も検討し、早急に対応されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
